

子どもさんの問題で お悩みの方へ

萩児童相談所巡回相談は、どなたでもご相談いただけます。

日時 10月17日(水)
10:00～12:00

会場 長門市役所 3階大会議室

内容 ○子どもの養育・虐待
○子どもの心身の障害
○子どもの非行・不登校・いじめ問題など

秘密は固く守ります。

相談についてのお問い合わせは、萩児童相談所までお願いします。

☎0838-22-1150

10月15日(月)から10月21日(日) は行政相談週間です

役所の仕事(国の仕事、JR、NTTなどの仕事、都道府県・市町村の仕事で国から受託している仕事、補助を受けて行っている仕事)について、「気になっていることや困っていることがある」、「制度や手続きがわからない」などといった相談ごとをお持ちの方は、お気軽にご相談ください。

●山口行政評価事務所

〒753-0088 山口市中河原町6-16

☎083-923-1100 FAX083-922-1591

E-mailアドレス

110yamaguchi@soumu.go.jp

●三隅町の行政相談員

金子勝道さん(中村) ☎43-0403

国民年金

Q

&

A

Q

お年寄りの人口は増えているのに子供の数は減る一方です。これから納める人よりも受給する人の方が多くなり、若い世代は納めても受け取れないのではないですか。受け取れないのなら保険料を納めたくありません。

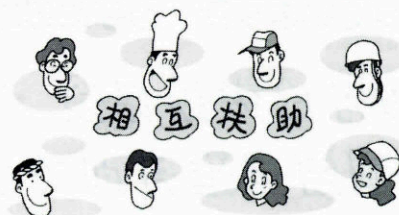
A

世代と世代の相互扶助の仕組みを理解してください。

確かに高齢者人口の増加は出生数を上回り、これから国民年金に加入して保険料を納める人よりも年金を受給する人の方が多くなっているのは事実です。かといって、納めていても受け取れないということにはなりません。公的年金制度は人口の推移や経済の動向などを考慮し、長期的な見通しをたてながら国の責任で運営しているからです。

理解していただきたいのは、国民年金が働ける若い世代の支払う保険料によって年金世代の生活を支え、それを継続していくという「相互扶助」の仕組みになっていることです。

したがって、保険料の未納は制度自体の存続を危うくすることに繋がりますので、納めるようにしてください。



国保 コーナー

ご存じですか? 退職者医療制度



長い間、会社などに勤めていて退職し、現在厚生年金などの被用者年金を受けている人とその扶養家族が国保に加入した場合、退職者医療制度で医療が受けられます。

対象となる人は、下記の条件にすべてあてはまる人です。

退職被保険者本人

1. 国保の加入者。
2. 老人保健制度の適用を受けていない人。
3. 厚生年金や共済組合から老齢(退職)年金を受けている人で、年金加入期間が20年以上または40歳以上で10年以上ある人。

被扶養者

1. 退職被保険者本人と同居し、その本人の収入によって生計を維持している配偶者又は三親等内の親族。
2. 国保の加入者で老人保健制度の適用を受けていない人。

3. 年間の収入額が130万円

(60歳以上の人や障害者は180万円) 未満の人。

届け出はお早めに

退職者医療制度への加入資格は、年金受給権が発生した日から適用されます。

年金証書を受け取ったら、14日以内に国保窓口へ届け出をして下さい。

(持参するもの: 保険証、年金証書、印鑑)

お医者さんにかかるとき

国保から交付される「国民健康保険退職者被保険者証」を病院の受付窓口へ提出します。

《自己負担割合》

退職被保険者本人	入院・外来とも2割
被扶養者	入院2割、外来3割